３　被告に対する電子呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長の定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第三百五十四条（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記録しなければならない。

（手形判決の表示）

第二百十六条　手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第三百五十八条等）

第二百十八条　［略］

［２　略］

３　第百六十二条（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第一項及び第二項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の電子判決書等の引用）

第二百十九条　異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第三百六十六条）

第二百二十条　手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写しを提出しなければならない。

２　前項の支払督促の申立てをする者は、同項の規定による手形の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該手形に係る画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

３　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による手形の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟規則第二百二十条（督促手続から手形訴訟への移行）第二項」と読み替えるものとする。

４　第一項の支払督促の申立てをする者は、当該支払督促の送達を受けるべき債務者（法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている相手方を除く。）の数の手形の写しをも提出しなければならない。

５　前項の規定により提出された手形の写しは、債務者に送達すべき電子支払督促とともに債務者に送達しなければならない。

６　第一項に規定する場合には、電子支払督促に同項の申述があった旨を記録しなければならない。

（手続の教示）

第二百二十二条　裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。

２　裁判官は、前項の期日の冒頭において、当事者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

［一・二　略］

３　被告に対する呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長の定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第三百五十四条（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記載しなければならない。

（手形判決の表示）

第二百十六条　手形訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第三百五十八条等）

第二百十八条　［同上］

［２　同上］

３　第百六十二条（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第一項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の判決書等の引用）

第二百十九条　異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書における事実及び理由の記載は、手形訴訟の判決書又は判決書に代わる調書を引用してすることができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第三百六十六条）

第二百二十条　手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写し二通（債務者の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。

２　前項の規定により提出された手形の写しは、債務者に送達すべき支払督促に添付しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

３　第一項に規定する場合には、支払督促に同項の申述があった旨を付記しなければならない。

（手続の教示）

第二百二十二条　裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面を交付しなければならない。

２　［同上］

［一・二　同上］